

★ 健康増進法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十四号）（健康対策課）

一 改正の要旨

消費者庁が設置され、健康増進法の事務の一部を内閣総理大臣が行うこととなったことから、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十一年九月一日